



2021年2月9日

各位

会社名 株式会社WACUL
代表者名 代表取締役社長 大淵 亮平
(コード番号: 4173 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 コーポレート本部長 竹本 祐也
(TEL 03-5244-5535)

発行価格及び売出価格の決定並びに

オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行価格・売出価格 1株につき 金 1,050円
2. 価格決定の理由等
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(900円~1,050円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
 - ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,050円と決定いたしました。
なお、引受価額は966円と決定いたしました。
3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 104,700株
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 公募による募集株式発行
増加する資本金 48,300,000円(1株につき 483円)
増加する資本準備金 48,300,000円(1株につき 483円)
上場時資本金の額 474,300,000円
(新株予約権の権利行使により増加する可能性がある。)

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 第三者割当による募集株式発行	
増加する資本金（上限）	50,570,100円（1株につき 483円）
増加する資本準備金（上限）	50,570,100円（1株につき 483円）

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数	当社普通株式 100,000株
(2) 売出株式数	① 引受人の買取引受による売出し 当社普通株式 598,600株 ② オーバーアロットメントによる売出し 当社普通株式 104,700株
(3) 申込期間	2021年2月10日（水曜日）から 2021年2月16日（火曜日）まで
(4) 払込期日	2021年2月18日（木曜日）
(5) 株式受渡期日	2021年2月19日（金曜日）

2. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人である大淵亮平、売出人である垣内勇威、鈴木達哉、梅田裕真並びに当社株主である株式会社リコー、株式会社マイナビ、TIS株式会社、竹本祐也、中島克彦、若林龍成、見満周宜及び池田誠也は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年8月17日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるジャフコSV4共有投資事業有限責任組合、電通デジタル投資事業有限責任組合及びみずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2021年5月19日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、みずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年8月17日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年1月15日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。